１級港湾保安管理士資格認定申請案内

「港湾施設保安職員講習（公益社団法人　日本港湾協会及び特定非営利活動法人港湾保安対策機構共催）」における習熟度試験の結果、１級港湾保安管理士に相当する判定を得た方が１級港湾保安管理士の資格申請をする場合の手続きについてご案内いたします。

１級港湾保安管理士に相当する判定を得た方は、「習熟度試験結果通知書」の写しを添えて、判定を得た年度の３月３１日までに公益社団法人 日本港湾協会に申請してください。

ただし１級港湾保安管理士の資格認定に必要な実務経験に満たない者は、１級港湾保安管理士に相当する判定を得た年度の翌年度の３月３１日までに申請することができます。なお、２級港湾保安管理士の資格を取得し、実務経験を満たした上で、１級港湾保安管理士の資格申請をすることが出来ます。

公益社団法人　日本港湾協会のホームページから申請登録を行い、申請書を入手してください。

１　申請条件

「港湾施設保安職員講習（公益社団法人 日本港湾協会及び特定非営利活動法人　港湾保安対策機構共催）」における習熟度試験の結果、１級港湾保安管理士に相当する判定を得た者で以下の条件を満たす者。

平成１６年７月に施行された「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」に規定する①「埠頭保安管理者」又は「水域保安管理者」としての業務に従事している者、② 前記①の業務に近く従事することが具体的に予定されている者、③ 前記①の「埠頭保安管理者」又は「水域保安管理者」と同一組織に所属して港湾の保安業務に従事している者、又は、近く従事することが具体的に予定されている者又は国の職員で、次の（１）あるいは（２）の実務経験年数を有する者

（１）２級港湾保安管理士の資格を保有し、次の①あるいは②の実務経験年数を有する者
①港湾の管理・運営業務に関する実務経験年数が１年以上
②防災等の危機管理業務に関する実務経験年数が２年以上

（２）２級港湾保安管理士の資格を保有しない場合は、港湾の管理・運営業務に関する実務経験年数が２年以上であり、かつ現在港湾の保安業務に従事しているか、または従事する具体的な予定を有している者。

注：上記「１級港湾保安管理士資格認定申請」における「港湾の管理・運営業務」及び「防災等の危機管理業務」とは以下に示す業務です。

□港湾の管理・運営業務

ア　「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」(以下「国際船舶・港湾保安法」という。）第３０条に規定する「埠頭保安管理者」又は同法第３８条に規定する「水域保安管理者」としての業務。

イ　国際船舶・港湾保安法施行規則第５６条第５項第三号に規定する「埠頭保安従事者」又は同第６６条第５項第二号に規定する「水域保安従事者」としての業務。

ウ　国際船舶・港湾保安法第３２条第５項に規定する埠頭保安規程の承認に関する事務、第３５条第２項に規定する立入検査に関する事務等、国際港湾施設の保安の確保に関して国が行う業務。（同法第３章に規定するもの）

エ　「港湾法」第１２条第１項に規定する「港務局の業務」の内

・港湾計画業務（１号）

・港湾区域及び港湾施設の維持業務（２号、４号）

・港湾施設の運営業務（４号の２、５号）

オ　国及び地方公共団体以外の者が管理している港湾の施設の維持管理業務及び運営業務。

□防災等の危機管理業務

港湾、海岸、河川、道路、急傾斜地、林道、農地、学校、病院、電気・水道・ガス、油流出、地震・火災等の防災に係る危機管理業務。

２　　申請先

公益社団法人　日本港湾協会　資格試験センター

〒107-0052　東京都港区赤坂 3-3-5　住友生命山王ビル８階

（　TEL03-5549-9575　　FAX03-5549-9576　）

E-mail: hoanshiken@phaj.or.jp

３　申請受付期限

１級港湾保安管理士に相当する判定を得た年度の３月３１日まで

※　実務経験が満たない場合の申請期限は、習熟度試験の結果１級港湾保安管理士に相当する判定を得た年度の翌年度の３月３１日までとします。２級港湾保安管理士の資格を有していない方は、２級港湾保安管理士の資格を取得し、実務経験を満たし

た上で申請することが出来ます。（この場合２回目の申請には申請手数料４，９５０円が必要となります。）

４　資格認定機関

〒107-0052　東京都港区赤坂 3-3-5　住友生命山王ビル８階
公益社団法人　日本港湾協会

５　申請手続き方法

必ず、お １人ずつ登録をお願いします。この登録を行っていない場合は、申請書を提出されても、手続きが出来ませんのでご注意ください。

（１）資格認定申請の登録

画面下の申請登録フォームに必要事項を記入し、登録して下さい。

（２）申請書の提出

申請者は、「申請登録フォーム」に登録した後に、ダウンロードした申請書様式に所定事項を記入し、「習熟度試験結果通知書」の写し、及び写真 2 枚(縦 3.0cm×横 2.4cm 裏面に氏名、生年月日を明記、1 枚は申請書に貼り付け。)を同封の上、公益社団法人 日本港湾協会 資格試験センターへ郵送にて申請して下さい。

（３）資格の認定、登録、資格認定証の交付

申請書等を確認し、「港湾保安管理士登録原簿」に登録し、申請者宛に１級港湾保安管理士資格認定証を郵送します。

（４）申請手数料

「港湾施設保安職員講習」受講後 1 回目の資格申請に係る手数料は必要ありません。

ただし、「港湾施設保安職員講習」受講後、実務経験が満たない場合等で、既に「２級港湾保安管理士」の資格申請をされた方が、実務経験が満たされ１　級港湾保安管理士の資格を申請する場合は申請手続料４，９５０円が必要となります。この場合申請手数料は次により納入して下さい。

申請手数料 ４，９５０円（消費税込み）

郵便局に備え付けの払込取扱票を用いて、郵便振替により納入して下さい。

口座記号：００１６０　＝　５　＝
口座番号：６３１０５
加入者名：公益社団法人日本港湾協会
その他：通信欄に「１級資格申請手数料」と記入して下さい。
振替手数料は申請者負担となります。

（５）　申請に必要な書類等

ホームページからダウンロードした「申請書 １式」の他に次のものが必要です。

1)　「習熟度試験結果通知書」の写し

2)　写真２枚

＊ 縦 3.0cm×横 2.4cm　申請書提出前６月以内に撮影した無背景、無帽、正面上半身のもの、かつ、本人と確実に確認できるもの(サングラス不可)としてください。

＊ うち１枚は申請書指定の欄に貼付し、１枚は資格認定証用となりますので裏面に氏名、生年月日を記入してください。

3）郵便局振替金受領証の写し（ただし「港湾施設保安職員講習」受講後、既に「2 級港湾保安管理士」の資格申請を行っている方が、実務経験年数を満足し「1 級港湾保安管理士」の資格申請を行う場合に必要。）

※インボイスに対応した領収書が必要な場合は、郵便局振替金受領証の写しとともに、申請書の欄外にその旨を記載してください。
資格認定証と合わせて郵送します。

（６）　資格の有効期限と更新

資格の有効期限は５年とし、その登録の日の属する年度末から５回目の１２月３１日までとなります。なお、所定の手続きを行うことにより更新することが出来ます。